

電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火対策の徹底について(お願い) ～ 事業所等の方へ～

2017年度夏季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な電源脱落や想定外の気温の上昇による需要増に伴う供給力不足のリスクがあることに十分に留意が必要です。このため、電力需給対策を行うこととされ、これにもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、「需給ひっ迫警報」が発令され、一層の節電の協力要請がなされることとされています。

また、大規模停電が発生した場合、電源が必要な消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなる等に伴う防火対策への支障や危険物施設における設備の停止等に伴う火災や危険物の流出事故の発生などが懸念されます。

このことを踏まえ、消防用設備等及び特殊消防用設備等の機能及び性能、防火対象物の用途、規模及び収容人員、危険物施設等の保安管理体制や施設の点検等の状況を勘案し、下記を参考に防火安全性を確保するようお願いいたします。

1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

(1) 消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて停電の状態が続くと見込まれる場合には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ってください。

- 消火設備 消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認してください。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認してください。
- 警報設備 従業員等による巡回等により、こんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、当該設備・器具の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保してください。
- 避難設備 従業員等による避難誘導體制及び避難経路を再確認してください。

(2) 消防用設備等に附置されている非常電源の機能の確保

消防用設備等については非常電源が附置されていますが、本来は停電時等においても消防用設備等を作動させるためのもので、大規模な長時間の停電が発生する場合は想定していないため、次の事項に留意してください。

- 非常電源の稼動時間を事前に確認してください。
- 原則として、停電時における非常電源の自動起動を維持してください。ただし、停電の発生時間が非常電源の稼動可能時間を越えて長時間となることが予想される場合であって、やむをえず非常電源を手動起動とする場合には、「(1)、消防用設備等が停電時に作動しない場合に備えた対応」に掲げる事項を徹底するとともに、特に「3、その他の一般事項」に掲げる事項を中心に防火体制に万全を期し、常用電源復旧後は必ず停電時に非常電源の自動起動が行われる設定に戻してください。この場合において、防火対象物の責任者は、停電時に非常電源を手動起動とする場合の対応や防火体制等を確保するよう、従業員等への周知を徹底してください。
- 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、必要な燃料の確保に努めるとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、さらに燃料の補給、点検の実施等により、火災時の機能に支障のないように措置してください。

なお、燃料が空となった後に燃料を補給した場合においては、再び使用するために当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要な場合があります。そのため、燃料タンクの減液警報が鳴動した際に自家発電設備を停止することやエンジン部分の空気抜きの方法を確認すること等、事前に対応方法を確認してください。

(3) その他の留意事項

消防用設備等の中には、常用電源による通電が停止した場合に警告音を発するものや、自動的に作動を開始するものがあることから、事前に停電時の動作状況及びその停止方法を確認するとともに、必要に応じて在館者や利用者その他関係者に対する周知を図ってください。

なお、設置されている消防用設備等の停電時における動作状況が不明な場合は、点検を委託している消防用設備等点検業者などに確認をしてください。

2 危険物施設に関する事項

停電時における危険物施設の事故防止の徹底を図るため、次の事項について留意してください。

(1) 保安管理

危険物施設の施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認してください。

(2) 自家発電設備の点検や試運転における留意事項

自家発電設備の稼動に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク、配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認してください。

(3) プラント等における安全対策

停電により、計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等が起こり、プラント工程に異常が発生したり、他の用役施設も停止する危険があることを踏まえ、制御電源を確保するとともに、プラントの緊急停止等に係る手順について再確認してください。

(4) 消防用設備等の留意事項

危険物施設の消防用設備等についても、上記「1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項に掲げる事項」について留意してください。

3 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

防火対象物の責任者は、火気の使用等は十分に注意して行うこと等、火災の発生防止に努めるよう、在館者や利用者その他関係者に対して周知を図ってください。また、電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切る等の措置を講じてください。

(2) 119番通報体制の確保

I P電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保してください。

(3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路及び消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じてください。

(4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、停電時に停止する場合がありますので計画停電実施予定時間前にその使用を制限してください。



お問合せ

山武郡市広域行政組合消防本部予防課
東金市家徳384番地2

電話 0475-52-8754 Fax 0475-55-0131

